

三田市野外活動センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第4条 省略 (使用することができる者の資格) 第4条の2 野外活動センターを使用することができる者は、次のとおりとする。 (1) 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童及び生徒並びに引率者 (2)～(3) 省略 以下省略</p>	<p>第1条～第4条 省略 (使用することができる者の資格) 第4条の2 野外活動センターを使用することができる者は、次のとおりとする。 (1) 小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、特別支援学校の児童及び生徒並びに引率者 (2)～(3) 省略 以下省略</p>